飼　料　添　加　物　輸　入　業　者　届

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住　所
氏　名

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第５０条第１項の規定により届け出ます。

記

１　氏名及び住所(法人にあっては, その名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

２　販売業務を行う事業場及び飼料添加物を保管する施設の所在地

（１）販売業務を行う事業場の所在地

（２）飼料添加物を保管する施設の所在地

３　輸入に係る飼料添加物の種類（輸出用又は試験研究用として輸入するものについては、その旨及びその名称)

種　　類

なお、輸出用又は試験研究用の飼料添加物の種類及び名称は次のとおりです。

（輸出用）

飼料添加物の種類	飼料添加物の名称

（試験研究用）

飼料添加物の種類	飼料添加物の名称

4　飼料添加物の輸入の開始年月日

5　輸入する飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料添加物の原料又は材料の種類

飼料添加物の種類	原料又は材料の種類